

「THE WELLNESS COMPANY」の実現を目指して

**ピップグループ 新型コロナウイルスワクチン接種時の対応を決定
就業時間内でのワクチン接種を認め、特別休暇の取得制度を導入
既に接種済みの従業員にも適用可能に**

「THE WELLNESS COMPANY（人々の身心の健康に貢献する企業の実現）」を理念とするピップグループのフジモトHD株式会社(本社：東京都千代田区、代表取締役社長：藤本久士)とピップ株式会社(本社：大阪市中央区、代表取締役社長：松浦由治)は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う勤怠および特別休暇制度を策定したことをお知らせします。

両社に在籍する全従業員を対象に、ワクチン接種を希望する従業員が安心して接種に臨めること、また新型コロナウイルス感染拡大防止に寄与することを目的とし、就業時間中のワクチン接種を認めると共に、ワクチン接種後、発熱や倦怠感等の副反応により就業困難となった場合、1回のワクチン接種につき、接種日を含めた3日間を特別休暇として認めることとします。

**【実施概要】**

- ・就業時間中(契約社員およびパートタイマーは、個別の契約に基づく就業時間)にワクチン接種をした場合、その時間を就業時間とみなす。※上限2回まで。
- ・既にワクチン接種を受けている従業員も、接種した時間が就業時間にあたる場合は、就業していたとみなすこととする。
- ・ワクチン接種後、発熱や倦怠感等の副反応により就業困難となった場合は、ワクチン接種日を含めた3日間を特別休暇として認める。なお、1回のワクチン接種につき最大3日間の特別休暇とする。
- ・特別休暇を取得した際は、100%の給与を支給する。

【対象者】

フジモトHD株式会社・ピップ株式会社に在籍している正社員・契約社員・パートタイマー本人。

【適用期間】

政府が定める接種期限（現時点では2022年2月末まで）に準ずるものとする。

ピップグループの新型コロナウイルス感染拡大予防策について

本取り組み以前より、ピップグループでは、従業員とその家族、また多くのお取引先様の健康維持という観点から「新型コロナウイルスに感染しない、させない」ため、様々な対策を講じてまいりました。

手洗い、アルコールによる手指消毒、マスク着用、入社前の検温といった、基本的な感染症対策に加え、緊急事態宣言期間中はより一層気を引き締め、以下の対策を実践しています。

今後も、「THE WELLNESS COMPANY（人々の身心の健康に貢献する企業の実現）」を目指すピップグループの一員として、従業員一人一人が感染予防意識を強く持つよう啓発していきます。

1. 出勤時の勤務時間について

【緊急事態宣言エリア】

物流センターを除き、午後7時以降の勤務を禁止する。

また、出勤時においては残業も禁止する。

【緊急事態宣言エリア以外】

終業後は速やかに帰宅する。

2. 出張について

【緊急事態宣言エリア】

緊急事態宣言エリアへの出張、または緊急事態宣言エリアからの出張は原則禁止とする。

また、業務においても都道府県をまたぐ移動は原則禁止とする。

【緊急事態宣言エリア以外】

出張はビジネスの「緊急性」や「重要性」を鑑み、やむを得ぬと判断された場合のみ認める。

可能な限りコミュニケーションツールを使ったリモート会議などを基本に、仕事の構成や置き換えを図る。

3. 会議の開催・出席について

【緊急事態宣言エリア】

会議の開催・出席は、オンライン会議を原則とし、都道府県をまたぐ移動は原則禁止とする。

【緊急事態宣言エリア以外】

不要不急な会議は開催しない。

4. 海外渡航（出張）について

変異種が世界的に拡大していることから、海外への渡航は禁止とする。

5. 在宅勤務について

【緊急事態宣言エリア】

在宅勤務が可能な部署については、7割以上を目安にできる限り在宅勤務を実施する。

契約社員やパートタイマーにおいても、在宅勤務が可能な場合は積極的に活用する。その場合、会社への出社回数制限は設けない。

【緊急事態宣言エリア以外】

選択式在宅勤務制度をベースに、以下の運用とする。

(1) 在宅勤務申請が承認された社員（フル・ハーフ）は、在宅勤務制度を適用する。

(2) ハーフ・スポット在宅勤務者の1ヶ月の在宅勤務日数に制限は設けない。

※ハーフ在宅勤務者の定義：1ヶ月の在宅勤務日数が10日以上14日未満

※スポット在宅勤務者の定義：1ヶ月の在宅日数が9日以下

(3) 在宅勤務制度適用外の社員・契約社員・パートについては、業務への支障（成果、生産性・効率の低下など）が明らかな場合を除き、在宅勤務を推奨する。

「感染しない、感染させない」を優先し、承認は上長判断とする。

なお、在宅勤務を承認した場合、会社への出社回数制限は設けない。

6. 単身赴任者の帰省について

【緊急事態宣言エリア】

交通手段を問わず、緊急事態宣言エリアから、または緊急事態宣言エリアへの帰省は原則禁止する。諸事情によりやむを得ず帰省する場合は、事前に人事部門へ連絡する。

【緊急事態宣言以外のエリア対策】

帰省自粛は無し。

【共通】

特例措置として2021年度帰省旅費の未使用分は、年間24回まで使用可能。

7. プライベートな会食や飲み会について

【緊急事態宣言エリア】

プライベートであっても、不要不急な会食・飲み会は禁止する。また、午後8時以降の不要不急な外出も禁止する。

【緊急事態宣言エリア以外】

感染対策が万全かを確認し、対策が不十分な場合は参加をお断りする。

フジモトHD株式会社とピップ株式会社の主な健康経営

◆選択式在宅勤務制度の導入

2020年11月16日より、社員の幅広い働き方に対応すべく選択式在宅勤務制度を導入し、「出社ありき」の慣習で成り立っていた社会環境・価値観を見直し、質の高い生産性の実現を目指しています。勤務区分としては、フル在宅勤務・ハーフ在宅勤務・スポット在宅勤務の3つの働き方が定められており、それぞれの勤務内容に相応しい働き方を選択します。

◆受動喫煙防止施策の実施、卒煙支援

社員の健康増進と受動喫煙による二次被害を防止するため、2019年10月より卒煙サポート制度※を導入し、2020年4月までに社屋内喫煙所を撤去。同年5月より敷地内を全面禁煙とし、11月より就業時間中の喫煙を原則禁止にしました。また、新卒・中途での入社社員については、喫煙の有無を事前に確認し、喫煙者については入社までに禁煙を徹底するよう、社としてサポートをしています。

※卒煙サポート制度とは禁煙外来の受診料や薬代のうち最大1万円まで補助する制度。

◆社内ウォーキングイベントの実施

(1) 健康づくりの促進 (2) 健康維持や増進・健康に対する意識の向上 (3) 社内コミュニケーションの活性化 を目的に、部署対抗のウォーキングイベントを実施しています。昨今は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛生活が続く運動不足を感じる社員も増えています。ウォーキングイベントを積極的に開催することで、日常的なウォーキングの実施を促し、Withコロナ環境下での健康づくりと運動促進に取り組んでいます。

【ピップグループの健康経営に関する取り組み詳細】

フジモトHD株式会社・ピップ株式会社

<https://www.fujimoto-hd.co.jp/newsrelease/2020/10/post-22.html#000099>

フジモトHD株式会社 <https://www.fujimoto-hd.co.jp/>

ピップ株式会社 <https://www.pippjapan.co.jp/>

ピップ株式会社 公式Twitterアカウント https://twitter.com/pippip_jp